

令和2年度決算における引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に改定となり、地方消費税率も1.0%から1.7%（消費税換算）に改定されました。また、令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に改定となり、地方消費税率も2.2%（消費税換算）に改定されました。引き上げ分に係る地方消費税分（社会保障財源分）については、社会保障4経費（年金、医療及び介護の社会保障給付、少子化に対処するための施策に要する経費）を含む社会保障施策に要する経費の充実と安定化に充てるものとされています。

地方公共団体においては、引き上げ分の地方消費税収の充当について、総務省から予算説明書等での明示を求められています。この内容を踏まえ、地方消費税交付金のうち引き上げ相当分について、以下のとおりその用途を明確化します。

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	1,947,395 千円
（歳出）	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	28,598,376 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県 支出金	市債	その他	社会保障財源 化分の地方消 費税交付金	その他
社会 福祉	社会福祉事業	640,381	1,035	6,700	191	0	632,455
	障害者福祉事業	918,811	206,446	0	191	0	712,174
	高齢者福祉事業	87,385	3,614	0	905	0	82,866
	児童福祉事業	16,967,000	10,216,576	226,400	1,045,809	89,901	5,388,314
	生活保護扶助事業	2,566,948	1,919,197	0	31,572	0	616,179
	小計	21,180,525	12,346,868	233,100	1,078,668	89,901	7,431,988
社会 保険	介護保険事業	1,489,730	97,277	0	0	1,193,455	198,998
	国民健康保険事業	1,280,076	398,769	0	0	571,261	310,046
	小計	2,769,806	496,046	0	0	1,764,716	509,044
保健 衛生	高齢者医療事業	1,736,239	220,026	0	19,793	92,778	1,403,642
	乳幼児医療費助成事業	712,845	197,040	0	3,735	0	512,070
	母子福祉事業	402,633	68,235	0	0	0	334,398
	予防事業	1,699,953	38,202	13,900	4,793	0	1,643,058
	医療提供体制確保事業	96,375	816	0	7,777	0	87,782
	小計	4,648,045	524,319	13,900	36,098	92,778	3,980,950
合計		28,598,376	13,367,233	247,000	1,114,766	1,947,395	11,921,982